

**議案第 31 号 行政組織変更に伴う関係条例を整理する条例の制定について**

**議案第 32 号 伊賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について**

**【質疑】**

委員から、なぜ、昨年 12 月の行政組織条例の一部改正と一緒に議案第 32 号を出さなかったのか、との質疑に対し、当局からは、前回は組織の見直しにかかるものであり、今回はこれまで教育委員会が所管していたスポーツ及び文化に関することを、市長が所管することとして規定するものである、との答弁がありました。

**【討論及び審査の結果】**

特に意見はなく、いずれも全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

**議案第 36 号 伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について**

**【質疑】**

委員からは、指定ごみ袋の導入後、ごみの処理量は減少傾向にあったが、平成 24 年度は初めて前年度を上回った結果になった。これまでどのような啓発活動を行ってきたのか、との質疑に対し、当局からは、4 年に 1 度「資源ごみ分別ガイドブック」を作成し、住民自治協議会等へ説明にまわっている。また、広報紙やごみカレンダーによる周知や、補助金及び奨励金を交付するなど、全体として分別や減量化の啓発を行っている、との答弁がありました。

また、廃棄物処理のあり方検討委員会の最終答申において、RDF の処理経費として年間約 10 億円かかっているが、民間委託すると約 6 億円で済むとの記載があった。市民に対して、それだけの経費がかかっていることや、民間委託を検討していることなど市の取り組みを自発的に説明するべきである。それでも協力が得られなければ、資源ごみの有料化という流れになるのではないか、との質疑に対し、当局からは、地域の代表者等で構成する「ごみ減量・リサイクル等推進委員会」において、毎年の処理量や経費等について説明しており、同委員には地元での啓発活動もお願いしている、との答弁がありました。

さらに、今回の改正は、可燃ごみのさらなる減量化と増大する処理経費の一部を市民に負担してもらうことを目的としているが、近年の処理経費の推移がわからなければ議論ができないし、市民にも説明がつかない、との指摘に対し、当局から追加資料の提出があり、処理経費には、施設の運転経費として光熱水費のほかに維持管理修繕費も含まれており、年々増加傾向にある。施設の老朽化、燃料費の高騰などから考えると、今後とも下がる要素はないものとする、との説明がありました。

また、可燃ごみの処理経費の推移を見ると、RDF の処理単価が上がっただけであり、そのこととセットで資源ごみの有料化を提案するのはいかなるものか。減量化のための啓発がしっかりと行われていなかったのではないか、との質疑に対し、毎年の修繕を長期計画に変更したり、本年度から施設管理について複数年契約をするなど、コスト削減

に努めている。ごみ袋への転嫁については、全体的な処理経費から考えて議論してきたところである、との答弁がありました。

**【討論】**

委員からは、現在これだけ処理経費がかり将来的にもコストの増加が予想されることから考えると、可燃ごみの処理手数料の引き上げについては仕方がないと思うが、資源ごみの有料化については賛成しかねる、との意見がありました。

**【修正案の提案説明】**

委員から、可燃ごみと資源ごみとでは基本的な考え方が違う。資源ごみは市民の協力のもとに分別しており、市の収入という考え方を除けば市販の袋で問題はないと思われるので、可燃ごみの引き上げとセットで資源ごみを有料化して市民に負荷することは好ましくない。修正案は、原案から第 10 条の改正規定、第 11 条に 1 項を加える改正規定及び別表第 2 の改正規定中資源ごみの項を削除するものである、との提案説明がありました。

**【審査の結果】**

修正案に対して、特に質疑や意見もなく、修正案は全会一致で可決すべきものと決し、また、修正部分を除く原案についても、全会一致で可決すべきものと決しました。

**議案第 45 号 伊賀市交通計画協議会条例の廃止について**

**【質疑】**

委員からは、伊賀市交通計画協議会及び伊賀鉄道活性化連携計画協議会が新しい協議会に移行するということであるが、メンバーもそのまま移行するのか、との質疑に対し、当局からは、従前の 2 つの協議会はそれぞれ 17 名で構成しているが、重複が 13 名いるので、あわせて 21 名で構成したいと考えている、との答弁がありました。

**【討論及び審査の結果】**

特に意見はなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

**議案第 47 号 第 2 次伊賀市総合計画基本構想の策定について**

**【質疑】**

委員からは、それぞれの理念に基づいた施策及び事務事業は、今後どのような形で示し、市民へどのように周知するのか、との質疑に対し、当局からは、施策については現在作成中の再生計画の中で示したい。再生計画は 3 月 14 日に伊賀市総合計画審議会から提出された答申をもとに現在事務作業を進めている。市民への周知については、計画が定まったら概要版等の冊子を作成して配付したい、との答弁がありました。

**【討論】**

賛成の立場から、ひとつの施策であっても、当局の内部では複数の課にまたがるもの、支所と関わるものなどがあると思うので、同じような施策についてはマトリックス的な発想で進めてもらいたい、との意見がありました。

**【審査の結果】**

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

## 議案第 51 号 伊賀市職員の給与に関する条例等の一部改正について

### 【質疑】

委員からは、改正の概要として「高齢層（55 歳以上）の管理職員について、民間との給与格差を是正するため」とあるが、民間との格差はどれくらいあるのか、との質疑に対し、当局からは、一般的に民間との格差ということで国家公務員との比較であるラスパイレス指数が用いられている。平成 24 年度の当市の数値は、勤続 35 年以上の大卒で 101.8、高卒で 103.9 となっている、との答弁がありました。

### 【討論】

反対の立場から、回復措置に異論はないが、減額措置については、管理職手当等で明確な対応が示されない限り、モチベーションが下がり市民に対して不利益を与えてしまうのではないかと、との意見がありました。

### 【審査の結果】

本案は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

## 議案第 52 号 指定管理者の指定について（伊賀市ゆめぼりすセンター）

### 【質疑】

委員からは、今回の指定管理者の候補者は尾鷲市にあり、いくつかの団体が母体になっていて全体として支援していこうという団体のようであるが、市内の NPO からは今回の選定基準はあまりにもハードルが高く、ひとつの NPO では手をあげることができなかったと聞いている。そのことをどのように受け止めているのか、との質疑に対し、当局からは、市内において中間支援を行える団体は育っていないと認識しており、平成 17 年に市民活動支援センターを設置し目的を達成するために様々な支援を行ってきたところであるが、公設公営で高い専門性もなく限られた人員体制の中でせざるを得なかったことが原因だと考えている。民営とすることでより一層の支援に努めたい、との答弁がありました。

また、候補者は、連携する団体が名張市にあり、そこが実際の業務を行うのか、との質疑に対し、当局からは、候補者は県内において非営利活動を行う団体に対する中間支援を行っている団体であり、今後本拠地を名張市に移すと聞いている。名張市にある連携団体は名張市の市民活動支援センターの管理運営を委託されており、その団体が中心になってゆめぼりすセンターの運営を行う予定である。雇用する職員については、現在の職員 3 名を初年度は継続して雇用すると聞いている、との答弁がありました。

さらに、伊賀市自治基本条例第 26 条第 4 項に「市長は、当該地域において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。」という規定があるが、今回申請のあった住民自治協議会に対して適用されない理由は何か、との質疑に対し、当局からは、この規定は、当該地域において当該地域の住民が専ら使用する施設についてのものであり、今回のゆめぼりすセンターは全市的な利用が実態であるとともに市民活動支援という機能をあわせ持っている施設であると考えている、との答弁がありました。

### 【討論及び審査の結果】

特に意見はなく、本案は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。